

対象経費【社会福祉協議会】

(別表1)

費 目		備 考
報酬（給料・賃金）		地域福祉推進員の報酬
報償費	講師謝金等	研修会や講演会、サロン等の講師・専門家・出演者等への謝金。（団体の構成員に対するものは除く）
	記念品・賞品	社会福祉大会等イベントでの記念品や賞品等
旅 費		研修会や講演会等に講師・専門家等を招いた際の交通費、宿泊費等に要する経費。先進地等視察研修のための交通費、宿泊費も可。 団体の構成員が研修会等に参加した場合に発生する交通費。
需用費	消耗品費	消耗品、書籍の購入、研修会に係る参加費等（テキスト代）
	燃料費	ガソリン、灯油、プロパンガス等
	食糧費	会議のお菓子代、お茶代。講師用お茶代。 ※食事代(弁当)及び酒類は不可。
	印刷製本費	写真の現像焼き増し・チラシ・ポスター・報告書の作成や印刷等
	光熱水費	電気料・水道料等
	賄材料費	調理に係る食材購入費。調理実習の食材、調味料等。
役務費	通信運搬費	郵券料等
	広告料	ケーブルテレビ放送料等
	手数料	支払い振込手数料等
	保険料	行事保険料等
委託料		外部の専門家等への業務を委託する経費。ただし、事業の全てを委託することは不可。
利用料及び賃借料		会場使用料・車借り上げ料・機器類のレンタル料等
原材料費		原料又は材料に要する経費
備品購入費		器具、機材等の購入費。 ※耐用年数5年以上、1品あたり20万円以上の物品の購入は不可。

※注意事項

- ・繰越はできません。不用額が生じた場合は清算・返戻の手続きが必要となります。ただし、各地域自主組織からの自己資金(住民による会費等)部分についての繰越まで制限するものではありません。
- ・上記以外の費目で「事業のために必要な経費で、社協会長が必要かつ適切と認める経費」については、社協との協議により可能の場合もあります。事業実施前にご相談ください。